

京都市告示第470号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年10月28日

京都市長 松井孝治

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
上黒田貴船 線	左京区鞍馬貴船町7番地の1地先内	旧	メートル 40.00	メートル 7.00 ~ 9.80
		新	38.20	8.00 ~ 17.00

(建設局土木管理部道路明示課)